

提出議案説明資料目次

平成31年3月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	1 ~ 3
2	新旧対照表	議案第3号 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	5 ~ 9
3	新旧対照表	議案第4号 箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	11 ~ 33
4	新旧対照表	議案第5号 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	35 ~ 39
5	新旧対照表	議案第6号 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	41 ~ 43
6	変更内容一覧表	議案第22号 工事請負契約の一部変更について	44

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1～14 （略）

（期末手当に関する特例措置）

15 平成31年6月及び同年12月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、100分の10に相当する額を減じた額とする。

旧（改正前）

附 則

1～14（略）

新旧対照表

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条（略）</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（年次休暇）</p> <p>第12条 年次休暇は、<u>1年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度の在職期間</u>を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、箱根町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次休暇（この項の規定により繰り越された者を除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第14条の2（略）</p>

旧（改正前）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条（略）

（年次休暇）

第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、箱根町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

2 年次休暇（この項の規定により繰り越された者を除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 （略）

（組合休暇）

第14条の2（略）

新（改正後）

2 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1年度につき30日を超えて与えることはできない。

旧（改正前）

- 2 組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、1暦年につき30日を超えて与えることはできない。

新旧対照表

箱根町町税条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町町税条例の一部改正）（第1条関係）

（納税証明事項等）

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）

第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

2・3（略）

（法人税割の税率）

第13条 法人税割の税率は100分の6.0とする。

（軽自動車税の納税義務者等）

第28条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみならず課税）

第28条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

旧（改正前）

（納税証明事項等）

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）

第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

2・3（略）

（法人税割の税率）

第13条 法人税割の税率は100分の9.7とする。

新（改正後）

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第28条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第28条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の申告納付）

旧（改正前）

新（改正後）

第28条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第28条の6 町長は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対し、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。

(1) 公益のため直接専用するものと認められる3輪以上の軽自動車

(2) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する3輪以上の軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が取得する3輪以上の軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する3輪以上の軽自動車（1台に限る。）

(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである3輪以上の軽自動車

(4) その他特別の理由があると認められる3輪以上の軽自動車

2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

3 第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしな

旧（改正前）

新（改正後）

なければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。

（種別割の課税免除）

第28条の7 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さない。

（種別割の税率）

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3)（略）

（種別割の納期）

第30条 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

2（略）

（種別割に関する申告）

第31条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその他の記載事項を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合につ

（軽自動車税の課税免除）

第28条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない。

（軽自動車税の税率）

第29条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3)（略）

（軽自動車税の納期）

第30条 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

2（略）

（軽自動車税に関する申告）

第31条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書及びその他の記載事項を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合に

新（改正後）

いては、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

（種別割に関する報告）

第32条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。

（種別割の減免）

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

(1) (略)

- (2) 身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの。（1台に限る。）

(3)・(4) (略)

- 2 前項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

（軽自動車税に関する報告）

第32条 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。

（軽自動車税の減免）

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

(1) (略)

- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者が運転するもの。（1台に限る。）

(3)・(4) (略)

- 2 前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

新（改正後）

3 第1項第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による種別割の減免について準用する。

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条（略）

2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～5（略）

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8（略）

第43条（略）

(1)（略）

(2) 第14条第2項若しくは第3項、法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項又は第26条及び第28条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

旧（改正前）

- 3 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。
- 4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条（略）

- 2 法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は法第443条の規定により、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～5（略）

- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったときは、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8（略）

第43条（略）

(1)（略）

- (2) 第14条第2項若しくは第3項、法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項又は第26条及び第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった者

新（改正後）

(3) (略)

(4) 第28条の5第2項又は第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者

(5) (略)

2・3 (略)

附 則

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)

31 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

32 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第35項及び附則第36項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車

(3) (略)

(4) 第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者

(5) (略)

2・3 (略)

附 則

(軽自動車税の税率の特例)

31 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以
下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)

32 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第
29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3
月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自
動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

33 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリン
を内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第36項及び附則第37
項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車

新（改正後）

が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

33 (略)

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

34 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

旧（改正前）

が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

34 (略)

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

35 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

新（改正後）

とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

37 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

38 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

39 町長は、当分の間、第28条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

40 第28条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

41 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

42 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

43 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100

旧（改正前）

とする。

新（改正後）

分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

44 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して
14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第
29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）（第2条関係）

附 則

13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定
による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車
税の種別割に係る箱根町町税条例第29条及び附則第44項の規定の適用につ
いては、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第29条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

- 13 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税に係る箱根町町税条例第 29 条及び附則第 24 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 29 条第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

新（改正後）

新（改正後）		
<u>附則第 44 項</u>	第 29 条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条
<u>附則第 44 項</u> の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)
		3,900 円 3,100 円
<u>附則第 44 項</u> の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a
		6,900 円 5,500 円
		10,800 円 7,200 円
<u>附則第 44 項</u> の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b
		3,800 円 3,000 円
		5,000 円 4,000 円

旧（改正前）

<p>附則第 24 項</p>	<p>第 29 条</p>	<p>箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 12 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条</p>
<p>附則第 24 項の表第 2 号ア(イ)の項</p>	<p>第 2 号ア(イ)</p>	<p>平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)</p>
	<p>3,900 円</p>	<p>3,100 円</p>
<p>附則第 24 項の表第 2 号ア(ウ) a の項</p>	<p>第 2 号ア(ウ) a</p>	<p>平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a</p>
	<p>6,900 円</p>	<p>5,500 円</p>
	<p>10,800 円</p>	<p>7,200 円</p>
<p>附則第 24 項の表第 2 号ア(ウ) b の項</p>	<p>第 2 号ア(ウ) b</p>	<p>平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b</p>
	<p>3,800 円</p>	<p>3,000 円</p>
	<p>5,000 円</p>	<p>4,000 円</p>

新旧対照表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、<u>61 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>61 万円</u>を超える場合には、<u>61 万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>28 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>51 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た</p>

旧（改正前）

（基礎賦課限度額）

第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、58 万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 58 万円を超える場合には、58 万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 27 万 5 千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア、イ (略)

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 50 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額

新（改正後）

額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額
ア、イ（略）

2（略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

旧（改正前）

を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア、イ（略）

2（略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

新旧対照表

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（目的）

第1条（略）

(1)～(37)（略）

(38) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員

(39) 箱根町学校運営協議会委員

(40) 前各号以外の非常勤の職員

（費用弁償の額）

第3条 第1条各号に掲げる者が、職務のため町外に旅行したときは、費用弁償を支給し、その額は箱根町議会議員の例による。ただし、第40号に掲げる者については、箱根町職員の旅費に関する条例の例による。

2 第1条第1号から第39号までに掲げる者が、町内で開催される会議等に出席するため交通機関を利用した場合は、その料金の実費を支給する。

別表（第2条関係）

職名	報酬額
教育委員	
～	(略)
箱根町廃棄物減量等推進審議会	
箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額 6,000 円
<u>箱根町学校運営協議会委員</u>	<u>年額 10,000 円</u>
前各号以外の非常勤の職員	任命権者が別に定める額

旧（改正前）

（目的）

第1条（略）

(1)～(37)（略）

(38) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員

(39) 前各号以外の非常勤の職員

（費用弁償の額）

第3条 第1条各号に掲げる者が、職務のため町外に旅行したときは、費用弁償を支給し、その額は箱根町議会議員の例による。ただし、第39号に掲げる者については、箱根町職員の旅費に関する条例の例による。

2 第1条第1号から第38号までに掲げる者が、町内で開催される会議等に出席するため交通機関を利用した場合は、その料金の実費を支給する。

別表（第2条関係）

職名	報酬額
教育委員	
～	(略)
箱根町廃棄物減量等推進審議会	
箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額 6,000円
前各号以外の非常勤の職員	任命権者が別に定める額

資料6

44

箱根中学校校舎等長寿命化改良工事 設計変更内容一覧表

平成31年1月 作成

種 別	工 種	内 容	増 減	備 考	
建築改修工事	直接仮設工事	くさび緊結足場(組立時の騒音軽減)	62,400千円の減額		
	防水改修工事	A棟屋上フェンス(対策検討減少)			
	外壁改修工事	B棟バルコニー手摺(対策検討減少)			
	内装改修工事	床壁下地補修(対策範囲増加)	85,641千円の増額		
		環境配慮工事			外壁石綿対策(対策範囲増加)
		電気設備改修工事			屋外幹線設備工事
	屋内幹線動力設備工事		分電盤の仕様変更		
増減差引			23,241千円の増額		